

葛卷町農業委員会 第2回総会議事録

1 日 時 平成27年8月25日(火)午後1時30分から午後2時22分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第4号 農地法第3条許可処分を取り消しについて

報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第3号 農地の利用状況報告書の受理について

報告第4号 農地法の適用外証明願の受理について

4 出席委員

第1番 門 場 政 一 第2番 馬 場 正 俊 第3番 星 野 順 子

第4番 木戸場 真紀子 第5番 橘 秀 子 第6番 芳 田 聡

第7番 川 崎 美由起 第10番 森 久 雄 第11番 坂 井 徳 身

第13番 落 宰 勝 第14番 久 保 淳

第15番 坂 待 純 一(職務代理)

第14番 深 澤 進(会 長)

5 欠席委員

第8番 藤 森 雅 美 第9番 長 峯 一 雄 第12番 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

第3番 星 野 順 子 第4番 木戸場 真紀子

7 書記(農業委員会事務局)

村 上 明 彦(事務局長) 落 合 咲 子(事務局長補佐)

事務局長

皆さん、大変お疲れのところご苦勞様でございます。ご案内の時間より若干早いんですけども、本日の出席予定の皆様が全員お揃いですので、只今から第2回総会を進めさせていただきます。

はじめに、深澤会長からご挨拶を頂戴いたしまして、そのまま総会に入っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【あいさつ】

会 長

21日の第1回総会、それから顔合わせ会、遅くまで大変ご苦勞さまでした。引き続き今日の総会、27、28日の青森でのフォーラムと、今月はいろいろ続きますが、よろしくお願ひします。

【開 会】

議 長

それでは、総会の方に入りたいと思ひます。が、わたくし、今日から初めての進行でございますので、なにぶん不慣れで時間もかかると思ひますが、皆さんのご協力をよろしくお願ひします。

それでは、ただ今から葛巻町農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

8番藤森委員は岩手県指導農業士会役員会のため、9番長峯委員と12番藤岡委員は農協理事会のため欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配布しているとおりです。

《日程第 1 》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、3番星野委員、4番木戸場委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は事務局職員の村上事務局長と落合事務局長補佐を指名いたします。

《日程第 2 》

議 長

次に日程第2「会期の決定」を行います。

会期は本日1日と決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

議 長
事務局長

次に日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【日程第3 会務報告】

月 日	内 容	出 席 者
7月22日(水)	ソバ播種作業(第37回総会終了後) (町内 田の沢)	会長ほか委員12名 事務局4名
24日(金)	第1回葛巻町総合計画審議会 (役場 第4会議室)	会長
8月 4日(火)	農業委員会選挙告示 9日(日)投票日 ⇒ 無投票	
10日(月)	当選証書交付 (役場 第4会議室)	公選委員10名
	子ども議会(合併60周年記念事業) (役場 議場)	会長 事務局長
18日(火)	現地調査 (町内 堀の内～小田～小屋瀬～吉ヶ沢 ～上外川～寺田)	藤森委員 坂井委員 事務局2名
21日(金)	推薦委員辞令交付式及び第1回総会 (町内 くずまき交流館プラトー)	委員15名 事務局2名
25日(火)	第2回総会 (役場 総合センター保健相談室)	委員13名 事務局2名
27日(木) ～28日(金)	東北・北海道農業活性化フォーラム (青森県 青森市文化会館)	委員11名 事務局1名
9月 8日(火) ～ 9日(水)	盛岡地方農業委員会連絡協議会第2回総会 (八幡平市 八幡平市リゾートホテル)	会長 会長職務代理者 事務局長

議 長
議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4 》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

3件のうち2番の事案は、6番芳田委員が当事者となりますので、初めに1番及び3番の事案について事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、お手元の資料1号をお開きください。まず、1番の事案でございますが、農地は●●第●●地割●●-●●、●●地区になります。地目は登記簿「宅地」、現況「畑」になっております。1筆で668.75㎡ということで●●●●●さん、お父さんから●●●●●さん、息子さんへの使用貸借になります。5号の図面をご覧ください。旧●●小学校の県道を挟んで反対側に位置する農地で消防屯所の脇を入っていったところになります。3号が調査書になります。該当する項目につきましては、全部効率要件から地域調和要件に至るまで、すべて問題がないということで調査書を作成しているところでございます。

続いて3番の事案ですが、●●第●●地割●●-●●、●●地区でございます。1筆195,124㎡のうち80,000㎡、●●●牧野農業協同組合連合会から岩泉町へ賃貸借するものです。12号の図面をご覧ください。現地は、●●から●●●へ抜ける農道がありますが、途中で左折して風力発電施設に向かうT字路があり、そこを左折してすぐの左手にあります。調査書は10号になります。こちらの調査書につきましても、全部効率要件から地域調和要件に至るまで、すべて問題がないということで調査書を作成しているところでございます。以上でございます。

議 長

1番及び3番の事案は、現地確認が行われております。

現地確認結果について、11番坂井委員にお願いします。

11番

現地確認の結果を報告します。

1番の事案は、5号に示すとおり●●地区に所在し、登記簿上は宅地ですが、現況は周囲の農地と一体的に牧草地として適切に管理されていることを確認して参りました。このたびの申請は、親から子への使用貸借による権利の設定であり、3号の調査書のとおり特に問題はないと判断いたしました。

3番の事案は、12号に示すとおり●●●地区に所在する農地で、●●●牧野農業協同組合連合会から岩泉町への賃貸借になります。現地は、2年ほど前から放牧をやめており、このたびの賃貸借で農地が適切に管理され、借受人の粗飼料確保につながるものと思われま。よって10号の調査書のとおり特に問題はないと判断いたしました。

以上です。

議 長

次に地区担当委員の補足説明ですが、1番の事案については15番坂待職務代理、3番の事案については、13番落宰委員にお願いします。

はじめに1番の事案について、15番坂待職務代理にお願いします。

15番

先ほど現地確認者から報告がありましたとおり、この土地につきましては以前から農地

として使われてきているということでありますので、特に問題はないものと判断いたします。以上です。

議長 長 次に3番の事案について、13番落宰委員にお願いします。

13番 特に問題はないと思います。

議長 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【10番森委員挙手】

議長 長 10番森委員。

10番 登記簿で宅地ということになっていますが、宅地を畑に変更する手続きも進めているわけですか。

【事務局長挙手】

議長 長 事務局長。

事務局長 ただ今、森委員さんからご指摘がありましたとおり、そのとおり進めておるところでございます。

10番 はい。分かりました。

議長 長 他にございませんか。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」の1番及び3番の事案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」の1番及び3番の事案については、原案のとおり許可することに決定します。

次に2番の事案を議題に供します。この事案は、6番芳田委員が当事者となりますので、農業委員会法第24条「議事参与の制限」の規定により、ここで芳田委員には一端退席をお願いします。

【6番芳田委員退席】

議長 長 それでは、2番の事案について事務局の説明を求めます。

事務局長 この事案につきましては、1㍉から2㍉にまたがっていますが、●●第●●地割●、●●●地区から2㍉の第●●●地割●までの田畑合わせて15筆64,919㎡の農地です。●●●さん、お父さんから●●●さん、息子さんへの無償移転になります。図面は9㍉になります。15箇所に印がございますが、1筆が田んぼで、その他は畑で牧草地になっております。調査

書は6ページになります。こちらの調査書につきましても、全部効率要件から地域調和要件に至るまで、すべて問題がないということで調査書を作成しているところでございます。以上でございます。

議長

この事案も、現地確認が行われております。

現地確認結果について、11番坂井委員にお願いします。

11番

現地確認の結果を報告します。

2番の事案は、9ページに示すとおり●●●●地区に所在する農地で、親から子へ所有権を移転するものです。田んぼ1筆38坪のほか14筆約6町歩はすべて牧草地として適切に管理されており、今後も和牛農家の担い手として農地を有効活用していくものと思われまます。よって6ページの調査書のとおり特に問題はないと判断いたしました。

以上です。

議長

次に地区担当委員の補足説明ですが、地区担当委員の6番芳田委員が当事者ですので省略いたします。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」の2番の事案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」の2番の事案については、原案のとおり許可することに決定いたします。

芳田委員は、入室してください。

【6番芳田委員着席】

《日程第 5 》

議長

次に日程第5 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

それでは、資料は14ページからになります。1番、2番、次のページの3番の事案につきましては、いずれも借受人が有限会社●●●●で、砂利採取のための一時転用で借り受けるも

のです。貸付人3人の農地が隣接しており、一体的に砂利を採取するというものです。1番の事案は、●●第●●地割、●●地区、田畑合わせて7筆5,520㎡、●●●●さんの相続人●●●●さんほか3名から有限会社●●●●への賃貸借になります。2番の事案は、●●第●●地割、●●地区、田畑合わせて6筆3,501㎡、●●●●●さんから有限会社●●●●への賃貸借になります。3番の事案は、●●第●●地割、●●地区、田畑合わせて2筆1,070㎡、●●●●●さんから有限会社●●●●への賃貸借になります。

21、22が図面になります。馬淵川の堤防と農道に挟まれた農地になります。16が調査書です。こちらは一時転用ということで、工事終了後はまた農地に復元されるわけですが、検討事項の転用目的から一時転用までの該当する項目につきましては、すべてクリアしているという内容でございます。また、これらの農地は、振興地域内であり農用地区域内に所在しております。

続いて4番の事案でございます。●●第●●地割●●、●●●●地区の採草放牧地ですが、264,252㎡のうち1,683.5㎡を葛巻町から●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●株式会社へ賃貸借するというものです。25が図面になります。風力発電施設1基に隣接した土地になります。調査書は23になります。風向調査3年間の一時転用ですが、検討事項の転用目的から一時転用までの該当する項目につきましては、すべて適当という内容でございます。この農地は、振興地域内であり農用地区域内に所在しております。

以上でございます。

議長

この事案については現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を11番坂井委員にお願いします。

11番

現地確認の結果を報告します。

1番から3番の事案は、21の見取図に示すとおり江刈寺田地区の農地です。

砂利採取に伴う一時転用ですが、現況はデントコーンが作付けされており、工事はデントコーンの収穫後に着手する予定であることを担当者から確認して参りました。16の調査書に記載のとおり該当する項目はすべて問題はないと判断いたしました。

4番の事案は、25に示すとおり上外川地区の風力発電施設が所在する町所有の農地です。26の事業計画書にも記載のとおり、風力発電の急激な出力変動を予測して安定的に電力を供給させる研究のため、風況マストを設置し、風速・風向の調査を行うもので、3年間の事業となっております。現地は風力発電施設に隣接した放牧地内であり、風況マストの周囲は牧柵で囲む処理をするという担当者の説明がありました。よって23の調査書に記載のとおり該当する項目はすべて問題はないと判断いたしました。

以上です。

議長

次に地区担当委員の補足説明ですが、1番から3番までの事案については私から、4番の事案については、13番落宰委員にお願いします。

はじめに1番から3番の事案について、私から補足説明します。

16番

今朝、確認して参りました。先月提出された●●●●●●さんの隣の畑で、牧草とデントコーンが半分ずつでしたが、今年のような雨の少ない年は丈が伸びないということで、土を

入れ替えたなら乾燥が強くなるのではないかという話でした。特に問題はないと思います。

議 長

次に4番の事案について、13番落宰委員にお願いします。

13番

特に問題はないと思います。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【10番森委員挙手】

議 長

10番森委員。

10番

1番から3番までですが、この一時転用の期間はどれぐらいですか。

【事務局長挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

有限会社●●●●の砂利採取による一転用の場合、今回に限らず許可が下りてから1年間となっております。

10番

はい。分かりました。

議 長

他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

《日程第 6》

議 長

次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

それでは資料29番をご覧ください。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権の移転1件でございます。

農地は、●●第●●地割●●-●●、●●●地区になります。1筆で8,471㎡、県農業公社から●●第●●地割●●●番地●の●●●●さんへの売買による所有権の移転です。売買価格は1,873,740円、10㎡当たり221,195円になります。●●●●さんの経営状況です

が、世帯員は男性2名、女性1名、経営規模は乳牛成牛62頭、育成40頭、合わせて102頭。機械関係は、トラクター2台、作業機一式、ダンプ2トッ車2台という状況でございます。以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」賛成の委員は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、承認することに決定いたします。

《日程第 7 》

議長 次に日程第7 議案第4号「農地法第3条許可処分取り消しについて」を議題に供します。

この事案は、14番久保委員が当事者となりますので、農業委員会法第24条「議事参与の制限」の規定により、ここで久保委員には一端退席をお願いします。

【14番久保委員退席】

議長 それでは、この事案について事務局の説明を求めます。

事務局長 はい。資料は30頁になります。議案第4号「農地法第3条許可処分取り消しについて」でございます。この案件につきましては、先月の総会で承認をいただいて、7月23日許可になったもので、10年間の使用貸借となったものですが、その取り消しの理由は、今後取得する農地と合わせて後継者に贈与するためというものです。該当する農地につきましては31頁にございます。24筆で58,584㎡になります。以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農地法第3条許可処分取り消しについて」承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第4号「農地法第3条許可処分を取り消しについて」は承認することに決定いたします。

久保委員は、入室してください。

【14番久保委員着席】

《日程第 8 》

議長 次に日程第8 報告第1号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

事務局長 はい。それでは資料32頁になります。報告第1号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」ということで1件でございます。

場所につきましては、●●●地区の●●●の集落になります。工事施工者は●●第●●地割●●-●、●●●さんです。台帳地目は畑、現況は宅地で169.34㎡の場所です。こちらは平成20年に許可が下りておりまして、7年後の今回の報告になったわけですが、●●さんが届出制度を理解していなかったことが要因だったようでございますが、今回の報告で完了ということになります。以上でございます。

議長 この事案については、現地確認が行われております。

現地確認結果報告を11番坂井委員にお願いします。

11番 現地確認の結果を報告します。

この事案は、国道281号●●●トンネル付近の●●●地区になります。転用許可は平成20年10月で、その年に工事も完了していたようですが、転用事業者の制度に対する認識不足により、完了報告が遅れてしまったようです。現地は、町道から玄関までコンクリート製の通路が整備されていることを確認して参りました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明を13番落宰委員にお願いします。

13番 はい。特に問題はないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第1号について、ご発言のある方はどうぞ。

【10番森委員挙手】

議長 10番森委員。

10番 工事が7年前に終わっているということですが、このように時間がかかると内容が分からなくなるので、事務局で気がいたら報告を上げてもらうよう指導することは可能でしょうか。

事務局長 それは、これまでもずっとやってきています。

以上、利用状況の報告でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第3号について、ご発言のある方はどうぞ。

【10番森委員挙手】

議 長

10番森委員。

10番

ナタネですが、これは目で見て楽しんだだけで刈り取ったということはないのですか。

【事務局長挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

はい。収量が上がっていないという状況から、目で見るという状況にも至らなかったということになります。ご理解いただきたいと思います。

10番

なるほど。はい、分かりました。

議 長

ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第11》

議 長

次に日程第11 報告第4号「農地法の適用外証明願の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

事務局長

はい。資料は35頁でございます。報告第4号「農地法の適用外証明願の受理について」。場所は●●第●●地割●●-●、●●●地区でございます。37頁をご覧くださいと思います。図面の南側が国道281号になります。●●●●●の事務所及び工場が建っておりますが、ご覧のとおり曲線の境界がございまして、建物が農地の一部に迫り出している状況になっております。36頁をご覧ください。こちらが適用外証明願ですが、●●●●●さん、●●●●●さんの連名で提出されておりますが、●●●●●の建物が建設されたのが昭和48年頃で、40年以上も前のことなんです。このように建物が農地にかかっていることで、当事者間でトラブルが発生しているわけではありません。40年前ですから当事者の先代が双方合意のもとでこのような状況に至っているということです。今回の適用外証明が出された後、建物が建っている農地を宅地に地目変更するというものです。以上でございます。

議 長

この事案については、現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を11番坂井委員にお願いします。

11番

現地確認の結果を報告します。

この事案は、田子地区に所在する農地で、36頁の農地法の適用外証明願に記載のとおり、昭和48年に●●●●●の事務所や工場を建設する際に、その一部が今回の届出人の

農地にかかってしまったが、それは双方の先代の間で合意のうえであり、現在もトラブルが発生している事実はありません。

現地は、届出人の農地に●●●●●の建物が約100㎡ほどかかっており、農地としての利用は不可能であることを確認して参りました。

該当農地は、すでに36分のとおり分筆登記が終わっており、農地法の適用外証明を受けて宅地に地目変更することになります。

以上です。

議長 長 次に補足説明ですが、地区担当の12番藤岡委員が欠席しておりますので省略します。

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第4号について、ご発言のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第12》

議長 長 次に日程第12「その他」ですが、委員の皆さんからございましたらどうぞ。

【なしの声】

議長 長 それでは、事務局からあれば、お願いします。

事務局長 はい。総会終了後、オフレコで事務連絡を申し上げます。

議長 長 ないようですので、以上で「その他」を終わります。

以上で、葛巻町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成27年8月31日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____